

第4 情報収集・提供等の体制整備

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃事態等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対し、これらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

市は、体制の整備に際し、的確かつ迅速な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

(3) 関係機関における情報の共有

市は、平素から人口密集地域、避難施設、公共施設、生活関連等施設等の地域社会の情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティの確保等に留意しながらデータベース化等に努める。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達に必要な準備

市長は、知事から警報の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図るものとする。

この場合において、社会福祉協議会、国際交流団体等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害のある人、外国人等に対する伝達に配慮するものとする。

(2) 市における通信の確保

市は、国民保護措置における警報の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備充実に努める。（市は、県に準じて通信体制の整備等通信の確保に努めるとともに、防災行政無線のデジタル化の推進に努める。）

(3) 県警察等との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察及び海上保安部との協力体制を構築する。

(4) 国民保護に係るサイレンの周知

国民保護に係るサイレン音（平成17年7月6日付け消防運第17号国民保護運用室長通知「国民保護に係る警報のサイレンについて（通知）」）については、

住民に十分な周知を図る。

(5) 多数の者が利用する施設を管理する者に対する警報の伝達のための準備

市長は、県から警報の通知を受けたときに、警報の伝達を行うこととなる学校、病院、駅、その他の多数の者が利用する施設について、知事との伝達の役割分担を考慮して別に定める。

(6) 民間事業者からの協力

市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における民間事業者が、警報の内容の伝達や避難誘導等を実施できるよう努める。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の種類、収集及び報告の様式

市長は、避難住民及び武力攻撃災害により負傷し、又は死亡した住民の安否情報に関し、知事に報告する。

市長が収集する安否情報は、以下のとおりである。

なお、市長が安否情報を収集する様式は、「武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令」（以下「安否情報省令」という。）の様式第1号及び様式第2号による。

また、知事に安否情報を報告する様式は、「安否情報省令」の様式第3号による。

収集・報告すべき情報

ア 避難住民・負傷住民

- ① 氏名
- ② フリガナ
- ③ 出生の年月日
- ④ 男女の別
- ⑤ 住所（郵便番号を含む。）
- ⑥ 国籍
- ⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
- ⑧ 負傷（疾病）の該当
- ⑨ 負傷又は疾病の状況
- ⑩ 現在の住所
- ⑪ 連絡先その他必要情報
- ⑫ 親族・同居者への回答の希望

- ⑬ 知人への回答の希望
- ⑭ 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意

イ 死亡住民

(上記①～⑦に加えて)

- ⑮ 死亡の日時、場所及び状況
- ⑯ 遺体が安置されている場所
- ⑰ 連絡先その他必要情報
- ⑱ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意

(2) 安否情報の収集、整理、報告及び提供のための準備

市長は、安否情報を円滑に収集、整理、報告及び提供することができるよう、安否情報の収集、整理及び提供の責任者をあらかじめ定め、必要な研修・訓練を行っておくものとする。

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、学校、大規模事業所等安否情報の収集に協力を求める可能性のある機関について、既存の資料等に基づいてあらかじめ把握しておくものとする。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報の収集・連絡に当たる担当者を定め、必要な研修・訓練を行うとともに、必要な体制の整備を図る。

なお、被災情報の報告は「火災・災害等即報要領」（昭和 59 年 10 月 15 日消防災第 267 号消防庁長官通知）に基づき別に定める様式による。